

太田市立休泊中学校いじめ防止基本方針

～すべての生徒が生き生きとした学校生活が送れるように～

令和7年6月改訂

I 目的

いじめは、被害生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応ずることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな成長を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「心豊かで、思いやりのある生徒」を教育目標の柱の一つとし、「『あいさつ 清掃 ボランティア』を進んで行う休泊中生徒」を生徒スローガンとして掲げ、「豊かな人間性」や「健やかな心と体」を育む教育活動を推進している。いじめは、重大な人権侵害であり、本校教育目標・教育活動推進の妨げになるという認識のもとに、ここにいじめ防止基本方針を定める。

II 学校の実態把握

本校では、生徒のほとんどが、同一小学校から入学してくるため、小学校入学時より人間関係に大きな変化が無く、交友関係が固定化される傾向が強い。それが生徒指導上の大きなトラブルが発生しない要因となっている反面、新たな人間関係を築いたり、自分の可能性を広げ、潜在的な良さを見いだしたりすることが難しい環境にある。したがって、互いに良い関係にある場合は問題ないが、一度気まずい関係や悪化した関係を修復したり、改善したりするのが容易でなく、それが小中の学習環境・学習内容の変化とともに不登校やいじめの主な要因の一つとなっている。

III いじめ防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的・開発的な取組を計画・実施する。

1 授業改善に関する取組

日々の授業にて、「安心感」「自己肯定感」「達成感」をもたせることができる場所や機会を与え、いじめが起こりにくい土壌をつくる。

○「わかる・できる授業」の推進

- ・「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」という、生徒指導の4つの視点をもとにした授業づくりに、全教職員で取り組む。
- ・生徒の活動時間を保証し、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・どんな生徒にも活躍できる場を設ける。
- ・生徒の発言やがんばり、よさを多面的に認める。
- ・生徒同士で認め合える場を設定する。
- ・授業中の正答以外の発言や自分と異なる意見などについても、そこから学ぶ姿勢や態度を育てる。

2 生徒の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的とした取組

生徒が、主体的な活動を通して、他者に認められている、他者の役に立っているという「自己存在感」や「自己有用感」を高め、人と関わることの喜びを感じる機会をつくり、いじめに向かわない生徒を育成する。

○特別活動の充実

①学級活動

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の方法等について話し合い、学級全体による集団決定や一人一人の自己決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な取組を実践する。
- ・学級の諸問題を自分たちで解決していこうとする自発的・自治的な能力を育てる。

②学校行事

- ・体育祭や合唱コンクール、修学旅行や校外学習など集団活動を通して、互いを思いやったり、共に協力し合ったりするなどの人間関係を築く。
- ・全ての生徒が活躍できる場面を積極的に設定し、生徒の自己存在感や自己有用感を高めることで、いじめに向かわない生徒を育成する。

③専門委員会・部活動

- ・専門委員会や部活動での異学年交流をもとに、生徒の主体的な活動を推進し、望ましい人間関係や社会性、集団づくりを推進する。

3 いじめに関する学習の取組

○いじめについての共通理解と環境づくり

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑧のようないじめ問題についての基本的な認識を職員室等に掲示し、その認識を高める。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人が事態把握しづらいところで行われやすいので、わずかな変化にも気を配る。
- ④ いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は絶対に間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に触れる。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

○人権教育の充実

①常時指導の充実

- ・常にお互いを大切にする指導を、授業や給食、清掃、休み時間等、生徒が学校で過ごす全ての場面において行い、互いのよさを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりを進める。
- ・人権教育（人権集中学習週間を含む）の全体計画や年間指導計画の活用、見直し・改善を通して、授業や学校行事等と人権教育との関連を図りながら指導する。

②教職員の人権感覚の向上

- ・生徒一人一人の大切さを自覚し、かけがえのない一人の人間として接する教職員の姿勢を向上させる。
- ・人権感覚を高め、不用意な言動でいじめを助長するようなことがないようにする。

○道徳教育の充実

①道徳の時間

- ・自主・自律・自由と責任、節度・節制、思いやり・感謝、友情・信頼等の、いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値について、生徒たちがじっくりと考えを深められる授業を展開する。
- ・授業の中で、自己を振り返り、生き方についての考えを深め、今後の生活に生かそうとする、道徳的実践力と意欲を育む。

②全教育活動

- ・道徳の時間のみならず、学校の教育活動全体で生徒の道徳性を育む。

4 いじめをなくすための生徒会の取組

- ・生徒会本部役員を中心としたあいさつ運動を通して、明るく温かな風土を醸成する。
- ・生徒がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながるような生徒会活動の取組を推進する。
- ・専門委員会等、縦割りの話し合い活動や生徒主体のボランティア活動等を通して、人間関係づくりを促す。
- ・ぐんま子ども「いじめ防止宣言」を受け、本校のいじめ防止スローガンやいじめ防止宣言を決定し、学校全体として統一した取組を進める。

5 保護者や地域に対する啓発の取組

学校の指導体制を充実し、家庭（保護者）・地域住民・関係機関の理解と協力を得て、生徒の健全育成に取り組む体制作りを構築する。

○学校の様子を積極的に発信する

- ・保護者会や教育相談、学校・学年だより、学校のWebページ等を利用し、日々の学習の様子やいじめ対策の基本方針等、学校の様子を常に発信する。
- ・保護者や地域住民がいじめにつながるような事案を学校に伝えることができるように、保護者や地域の方に挨拶を行うとともに、些細なことでも、生徒の様子で気になることあった場合、学校に連絡してもらうよう依頼しておく。

○関係機関との連携

- ・警察や地区の青少年健全育成推進会議等の関係機関とは、問題が起きてから連絡するのではなく、非行防止教室や薬物乱用教室など実施し、未然防止の視点からも、常に連携を図っておく。
- ・太田市社会福祉協議会が主催する福祉教育推進事業を活用し、福祉講演会（1年生が実施）を実施することで、差別意識を生まない人間性の育成に努める。

IV 早期発見の取組

いじめの特徴として、いじめにあってはいる生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり、訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しい状況にある生徒がいじめにあってはいる場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。そのため、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性や隠れているいじめの構図に気づく洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められる。

1 生徒の些細な変化に気づく取組

○教職員と児童生徒との日常の交流を通した早期発見

- ・毎日使用する生活記録等における関わりや、チャンス相談、休み時間や昼休み、放課後等に接する機会を大事にしながら、生徒の些細な変化にも気づく。

○複数の教員の目による早期発見

- ・多くの教職員が、様々な教育活動を通して生徒にかかわり、発見の機会を多くする。
- ・廊下やトイレ、階段等の校内巡視、休み時間や昼休み、放課後等の校内巡回を行い、いじめ等の発見につながる行動機会を増やす。

○アンケート調査による早期発見（生徒対象）

- ・「いじめに関するアンケート調査」を学校全体で計画的に取り組む。
休泊中生活アンケート（毎月実施）、学校評価のためのアンケート調査（7月・2月の年2回）
- ・必要に応じて「無記名式アンケート」も実施し、詳細な情報を得る。

○いじめを訴えることの意義と手段の周知による早期発見

- ・いじめの訴えは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。
- ・いじめの訴えや相談方法として下記の4つを家庭や地域に周知する。（学校だよりや学校のWebページ等）
 - ①担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えて良いことを周知する。
 - ②スクールカウンセラーや教育相談主任、生徒指導担当等への相談の申込み方法を周知する。
 - ③学校の電話番号やメールアドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知する。
 - ④関係機関への相談ができることを伝え、連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知する。

○保護者と連携した早期発見

- ・電話連絡、家庭訪問等で保護者との連携を図る。

○地域と日常的に連携した早期発見

- ・Webページの充実、地域行事等への参加、関係機関との情報共有等で地域との連携を図る。

2 気づいた情報を確実に共有する取組

○状況の報告・連絡・相談

情報は私見や憶測を交えず、客観的な事実と課題を速やかに校長・教頭に報告・連絡・相談する。また、定期的に報告・連絡・相談する機会と姿勢を持つことが大切である。

○情報の流れの徹底

いじめをはじめ、生徒指導上の全ての情報は、教頭・学年主任・生徒指導主事等と連携し、最終的に校長に報告する。何かあった場合には、全職員で情報を共有する。

○定期的に情報交換する機会をつくる。

- ・運営委員会
- ・生徒指導委員会（いじめ対策委員会）：隔週木曜日第2校時開催（その他必要に応じて実施）
- ・教育相談部会：毎週月曜日第4校時開催
- ・職員会議：毎月第1月曜日開催
- ・学年会

3 情報に基づき、速やかに対応する取組

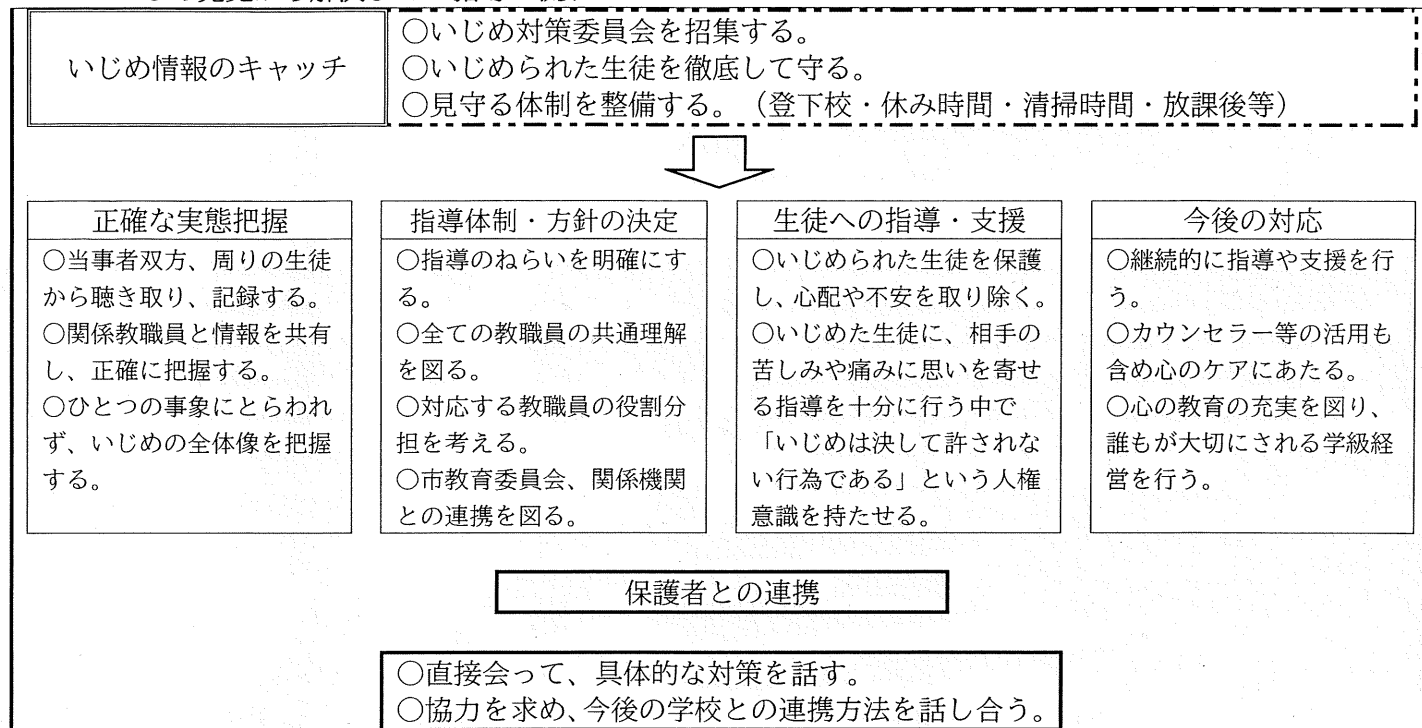
◎組織としていじめを把握し、「いじめ一報制」により、早期対応に努める。

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確な関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は抱え込まず、直ぐに学級担任、学年主任、生徒指導主事、管理職に報告する。
- ・校長は、直ちにいじめ対策委員会を招集し、情報を共有する。
- ・その後、いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から聴き取り等を行い、事実の確認を行う。

- ・事実確認の結果は、管理職が太田市教育委員会に報告するとともに、被害・いじめをした生徒の保護者に連絡する。
- ・いじめを犯罪行為として認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は太田市教育委員会並びに必要なに応じて太田警察署と相談して対処する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに太田市教育委員会に連絡し、必要なに応じて太田警察署に援助を求める。

V いじめに対する措置

1 いじめ発見から解決までの指導の流れ



2 いじめの被害者、その保護者への支援

○被害生徒に対して

【基本的な姿勢】

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられている生徒の味方になる。
- ・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- ・担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- ・学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめている生徒との今後のつきあい方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- ・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるようにする。

【経過観察】

- ・生活記録の交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己存在感の回復のため、授業や学級活動、学校行事等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。

◎いじめが「解消」している状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係わる行為がやんでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか

を面談により確認する。

○保護者に対して

- ・家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭との連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを知らせる。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

3 いじめをした生徒、その保護者への助言

○いじめをした生徒に対して

【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- ・被害者の辛さに気づかせ、自分がいじめをしたという自覚を持たせる。
- ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

【経過観察】

- ・生活記録や面談などを通して、教職員との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。

○保護者に対して

- ・事情聴取後、家庭訪問等により、事実を経過とともに伝える。
- ・相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実に基づいて指導し、よりよく改めさせたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めない、うちの子どもはいじめをした中心人物ではないなどとして、学校の対応に不満がある場合には、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

4 いじめを見ていた生徒への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめの解決とは、いじめをした生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒といじめをした生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく必要がある。

5 関係機関との連携

深刻ないじめ問題や専門的な対応が必要な問題、犯罪行為等、法的な対応が必要ないじめ問題は関係機関と連携して対処する。

VI いじめ防止対策の組織

1 目的

いじめの問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための予防的・開発的な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。そこで、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うこととする。また、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係わる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげな

ればならない。

2 組織の構成

「いじめ対策委員会」の組織員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年生徒指導担当を中心に、養護教諭・スクールカウンセラー・悩み事相談員等をメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。

※定例のいじめ対策委員会は月に1回程度開催する。（生徒指導委員会を兼ねる）

※いじめの事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編制し対応する。

※いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議や朝の打合せ等において報告し、周知徹底する。

3 役割

上記の目的を達成するため、以下の4点を主に行う。

- ① いじめの未然防止に向けた取組
- ② いじめの早期発見のための取組
- ③ いじめの事案に対応する取組
- ④ いじめに関する教職員研修の推進

4 役割に応じた対応

構 成 員	役 割
校長・教頭	・学校基本方針を提示し、学校組織・いじめ対策委員会等が機能するようリーダーシップをとる。 ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成する。 ・学校通信や学校Webページ等で、学校のいじめ防止等の取組について情報発信するとともに啓発をする。
教務主任	・生徒指導の機能を生かした授業づくりなど、教育課程の量的・質的管理
生徒指導主事	・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解を図る。 ・いじめ問題に関する情報収集と記録を行う。 ・関係機関との連絡・調整を行う。 ・委員会をリードする。
各学年生徒指導担当 (学年主任)	・いじめに関する学年の状況報告、アンケートの集約等を行う。 ・いじめ防止活動についての学年の取り組みを提案、報告する。
教育相談主任	・教育相談実施状況の報告を行う。 ・気になる生徒への対応の提案を行う。 ・SCとの調整役となり、相談計画の提案等を行う。
養護教諭	・保健室における相談状況等の報告を行う。 ・保健室の活用についての提案を行う。
スクールカウンセラー	・加害・被害児童生徒や保護者の対応、学校の相談態勢等へのアセスメントを行う。

VII インターネット上のいじめへの取組

インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、生徒の情報モラルの向上に努める必要がある。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反等、事案に応じて、警察等の専門機関と連携して対応していくことが必要となる。

1 いじめ防止の取組（未然防止）

○情報モラル教育の推進

- ・情報モラル教育で重要なことは、ネットワークを通じて、他人や社会とよりよい関係を築けるよう、情報を正しく活用するために的確な判断ができる力を身に付けさせることである。
- ・情報モラル教育の実践に当たっては、従来の授業の中に情報モラルの視点を持った学習活動を展開することが必要となる。
- ・インターネットを安全かつ効果的に利用するために、次の4つのメディアリテラシーを生徒が身に付けられるよう、各教科等とりわけ技術・家庭科を中心に計画的に取り組む必要がある。
 - ・判断力・・・利用するサイトが安全か、危険かを判断する力
 - ・自制力・・・どんなサイトか見てみたい、試してみたいという気持ちに負けない力
 - ・責任能力・・・インターネット上での自分の言動に責任を持つ力

- ・想像力・・・未然に危険を予想・予測したり、相手を傷つけていないかを考えたりする力
- 情報モラルに関する指導のポイント
- インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。
 - ・発信した情報は、瞬時に多くの人に広まること。
 - ・匿名でも、書き込みをした人は、簡単に特定できること。
 - ・違法情報や有害情報、真偽が疑わしい情報が含まれている可能性があること。
 - ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など更なる犯罪につながる可能性があること。
 - ・一度流失した情報は、絶対に回収しきらないということ。
- 講習会等の活用
- ・年1回、外部講師を招聘した、生徒・保護者向けの情報モラル講習会を実施する。
- ※情報モラル担当と生徒指導主事が相談して設定する。

VIII 重大事態への対処

1 重大事態への認識

【重大事態】

重大事態の取扱について、以下の事項を徹底する。

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
 - ・被害生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たること。
- いじめによる児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒が自殺を企図した場合等）
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手）

2 組織としての対応（調査・報告等）

- 太田市教育委員会へ連絡し協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- この調査は、太田市教育委員会の指導及び支援を得て行うものとする。
- 【いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合】
- ・いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- 【いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合】
- ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。